

「赤い羽根福祉基金」2021年度助成事業 第2回公募説明会 質疑応答

ご質問	回答
1. 応募方法について	
応募書類のC（規約、会則、定款）ですが、NPO法人は定款の提出でいいでしょうか。	NPO法人からの応募の場合には、定款をご提出ください。
応募書類のH（役員名簿）はどの時点での書類を提出すればよろしいでしょうか。	応募時点において最新の役員名簿をご提出ください。
2020年9月立ち上げのため、2019年の実績はありません。2020年度の計画収支のみの提出でよろしいでしょうか。	2020年度の設立の場合には、応募書類D（2019年度事業報告書）・応募書類E（2019年度以外を提出ください。また、web 応募フォームの備考欄にその旨が分かるように記載ください。
新規助成応募書①に協力・連携する団体や機関を記載する欄がありますが、通常事業・調査研究時の連携組織を記載する欄と同様でよろしいでしょうか。	団体概要「通常事業・調査研究時の連携組織等」と実施体制「協力・連携する団体や機関」が同様でも構いません。
新規助成応募書②の記入例に会議費が人数×単価で記載されていますが、どういった経費を想定されているのでしょうか。	あくまでも記入例でございますので、実態にあわせて会議に関する費用を記入ください。
2. 対象事業・活動について	
助成対象対象事業・活動について、IからIIIの「一つ」を選ぶと説明がありましたが、直接支援をしながらネットワークを形成し、支援対象者にリーチできる体制を作っていくなど、2つにまたがる場合でもどちらかメインの方を選んで一つに○をつける形が良いでしょうか。	応募フォームでは1つだけしか選択できませんので、2つにまたがる場合でも最も重点しているものを選択してください。
就労支援で農福を実施しています。「先駆的」とは福祉分野としてなのか、それとも農業分野としてなのか、教えてください。	本基金では地域福祉・社会福祉の発展を目的としていますので、福祉分野において先駆的であることが必要になります。
助成金をもとに製品を作成し、地域配布をした場合に、活動に対して寄付金をもらうことなどは可能でしょうか。	事業を行ううえで、助成金のみでは不足する部分については、寄付金や会費等から資金調達を行うことができます。
営利を目的とする団体は助成対象外のことですが、非営利を目的とする団体が行う収益事業は対象になりますか。	非営利を目的とする団体が一部収益事業を行っていても、対象事業が非営利の場合には応募できます。事業の収益化を図り、組織の基盤強化につなげることも重要です。
全国的には数か所先駆的に始まっていますが、当県においてはまだ行われていない事業で先駆的になる場合、結果的には全国的なつながりに加わりたいということで「全国的」になるのでしょうか。	応募いただく事業の内容によりますが、当該県で実施され、全国的な波及をどう促していくのかを応募書に記載ください。
「全国的なモデルとなる」ということに関わって、活動自体は地域密着の活動で想定しています。活動そのものが広域的な広がりを持つことは目指さないので、「活動モデル」として使ってもらえれば良いということでしょうか。地域を限定しての申請は不可とありますが、もう少し具体的な説明をお願いします。	地域内で展開する場合にも、「活動モデル」として応募することができます。応募書には、応募する事業の先駆性やモデル性を明らかにし、他の団体においてもノウハウを提供できるような計画を明記ください。
昨年行った事業と同じ内容の事業でも申請出来ますでしょうか。	すでに昨年実施された事業や年間を通して支援内容が同様の事業の場合にも、活動の先駆性やモデル性が明らかで、他の団体においてもノウハウを提供できるような計画であることを応募書から読み取れる場合には、応募できます。
ひとり親家庭の食料支援事業を計画していますが、年間を通して支援内容が同じでも大丈夫でしょうか。	
認可外保育事業は対象になりますか。	
重度心身障害児がNICUから退院された際に係る事業は対象になりますか。	活動の先駆性やモデル性が明らかで、他の団体においてもノウハウを提供できるような計画であることを応募書から読み取れる場合には、対象になります。
ネットワークがいくつかある状況です。ネットワークをまとめていく活動や繋げるために新たにつくるネットワークも対象になりますか。	
3. 対象団体について	
営利団体の事業を新たに任意団体を設立し移行する場合、対象になりますか。	新たに設立する団体が非営利を目的とする団体であれば、対象になります。応募書には前身の団体での活動実績を記載ください。
学生のみから構成される団体でも、一般団体と同様の扱いと考えてもよいでしょうか。	学生のみを構成員とするボランティア団体についても、営利を目的とする団体でなければ応募することができます。
小さなピアサポートを行う団体ですが、実施してきた規模は審査に影響しますか。	これまでの活動実績は審査を行う際のポイントとなります。応募された事業が計画された体制で実行できるのかも判断させていただきます。
市の指定管理を受けて運営している事業所でも応募できますか。	行政からの指定管理を受けている事業所からも応募することができます。ただし、指定管理を受けている事業そのものについては対象外としています。
就労継続支援A型事業所からの応募は可能でしょうか。	営利を目的としない団体は助成対象となりますので、就労継続支援A型事業所や一般社団法人からの応募は可能です。
一般社団法人からも応募できますでしょうか。	
4. 対象経費について	
他の事業と兼任している者の人件費については、事業従事割合を使って適切な按分をして計上することになるのでしょうか。	本助成事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と本事業の従事状況に応じて、按分して計上してください。
本事業の対象経費は、原則、新規事業にかかる費用という理解で良いでしょうか。例えば、既存の活動で通信費がかかっていますが、本助成金で賄うことはできますか。	応募される事業にかかる費用のみを対象としています。
同じ事業でクラウドファンディングを行う予定ですが、問題無いでしょうか。	クラウドファンディングを財源として充てる経費との明確な切り分けが行われている場合には、対象になります。
事業経費の一部を自己負担することが想定されていますか。	助成率は10/10であり、自己負担額はございません。
2021年2月に支出した経費は対象になりますか。	助成事業対象期間は、2021年4月1日から開始するものとなりますので、当該期間より以前に支出した経費は対象外です。
昨年行った同じ事業の事業費を申請するという事は、助成金額で主体性が無いと判断され、承認される確率は低くなることを危惧しますが、実際のところいかにでしょうか。	断言できませんが、昨年度モデル的に小規模で実施した事業を、規模をさらに拡大することを目的に採択されたケースはあります。
経費の積算根拠はどの程度の精度が求められますか。会議や講習会等の開催場所が現時点で確定していないケースがあります。	応募時点で計画されている積算で算出ください。助成決定後に、当初計画よりズレが生じた場合には、所定の変更届に則りいただき、認められた場合には変更ができます。
他の団体に一部委託する場合に、上限額に決まりはありますか。	業務の一部を委託する際に係る費用については上限はございません。審査の際には委託先の妥当性等を判断させていただきます。ただし、事業の全てを業務委託することは認められません。
事務費・管理費の割合の上限はありますか。人件費を計上する時の上限額はありますか。	事務費・管理費の割合、人件費の上限額はございません。事業を実施するうえで、必要になる経費を正確に見積もっていただき、計画に見合った金額で応募ください。
人件費単価の基準はありますか。	基準はありません。組織内での規定に基づいて算出ください。
法定福利費は対象となりますか。もし対象とならない場合に、法定福利費（事業主負担分）を人件費単価算定の基礎に含めて計上することは可能でしょうか。	法定福利費は対象外としています。ただし、事業主負担分を人件費単価算定の基礎に含めて計上することは可能です。
支援事業でのボランティアの交通費はどこまで対象になるでしょうか。	交通費は実費を対象します。
光熱費は対象になりますか。	対象になります。
謝金等の振込手数料は対象になりますか。	
活動がオンライン化が必須となってきているのですが、パソコンやカメラも経費の対象になりますか。	単なる資機材や備品購入の事業は対象外になりますが、応募の趣旨に沿った事業であり、その経費の必要性を読みとれる場合には対象になります。
今後オンライン化が必要になるということで、タブレットの購入や通信費の必要性を感じますが、対象になりますか。	
設備にかかる経費は不可とありますが、具体的にはどのような経費が不可でしょうか。	
車両購入に係る費用は対象になりますか。	
5. その他について	
あん	
ネットワーク先に、病院やクリニックを含めることは可能でしょうか。	応募する事業が非営利の事業であれば、ネットワーク先に営利を目的とする団体を含めることができます。応募書にはこれらの団体との連携の必要性を明記ください。
申し込み団体が複数の場合、団体のひとつに利益団体が入る事は可能でしょうか。	
1年間の助成総額は5,000万円とのことですが、事業毎の年間助成上限額が1,000万円だとすると、採択団体数は5〜10団体程度という感じでしょうか。	助成総額は5,000万円に対して、助成決定数は5〜10団体程度想定しています
助成決定後の精算報告の時期と助成金を余らせた場合の処理について教えてください。	助成決定後の当該年度の10月頃に中間報告書と翌年度の4月末までに最終報告いただきます。なお、助成金の残額が生じた場合には返金いただきます。
活動計画の中で、コロナでオンラインに切り替えて行った場合の経費計上が変わる場合がありますが、その際どのように経費計画を立てればよいでしょうか。	応募時点では、現在の状況に応じた計画を作成ください。助成決定後に活動を進めるうえで、経費変更を希望される場合には、その理由と金額を記載いただく計画変更届を提出いただき、認められた場合に変更することができます。
証憑の管理について教えてください。	1万円以上の支出については、収支報告書及び請求書の提出時に、領収書の写しをご提出いただきます。領収書の原本はすべて、事業終了後1年間は、保管しておいてください。領収書・レシート1枚あたり1万円未満の証憑についての提出は求めませんが、場合によっては提出をお願いすることがあります。